



船舶事故調査報告書

令和5年5月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年4月10日 05時58分ごろ
発生場所	静岡県沼津市牛臥海岸西方沖 静浦港馬込1号防波堤灯台から真方位324°1,320m付近 （概位 北緯35°04.2′ 東経138°52.2′）
事故の概要	漁船清時丸は緩やかに左転しながら航行中、また、手漕ぎボート南條5は漂流中、両船が衝突した。 南條5は、漕手が重傷を負い、左舷中央部外板に破口等を生じて船体が破断し、また、清時丸は、船首部船底に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年4月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	<p>A 漁船 清時丸、4.93トン SO3-15974（漁船登録番号）、個人所有 9.80m(Lr)×2.37m×0.74m、FRP ディーゼル機関、209.60kW、昭和53年8月4日 第241-10057号（船舶検査済票の番号） （写真1参照）</p>  <p style="text-align: center;">写真1 A船の外観</p> <p>B 手漕ぎボート 南條5、総トン数なし なし、南條ボート 3.57m×1.05m×0.35m、FRP 機関なし、不詳</p>

	<p>(写真2参照)</p>  <p>写真2 B船の外観</p>
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月2日 免許証交付日 令和3年10月19日 (令和8年10月31日まで有効)</p> <p>B 漕手B 63歳</p>
死傷者等	<p>A なし B 重傷 1人(漕手B)</p>
損傷	<p>A 船首部船底に擦過傷 B 左舷中央部外板に破口及び船体中央部に亀裂(写真3参照)</p>  <p>写真3 B船の損傷状況</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：05時20分ごろ</p>
事故の経過	<p>A船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、しらす引き網漁の目的で、静岡県内浦湾の漁場に向け、令和4年4月10日05時30分ごろ静浦漁港馬込地区の定係地を出発した。 船長Aは、所属する漁業協同組合の取決めにより、定刻となるまで</p>

静浦漁港の瓜島防波堤北端以南で待機することとなっていたので、同防波堤の北端付近で漂泊したのち、開始時刻となったので漁を開始することとした。

船長Aは、内浦湾で時々プレジャーボートが釣りをしていることを知っており、前方を見渡し、プレジャーボートが見当たらなかったのち、ほかに航行の支障となる船はいないと思い、05時53分ごろ漂泊をやめて北北西進を始めた。(写真4参照)



写真4 A船の操舵室からの見通し状況

船長Aは、沼津市牛臥海岸西方沖に至り、操舵室のほぼ中央にある舵輪の後方に立ち、約5ノットの対地速力で手動操舵により、魚群探知機で魚影を探しながら緩やかに左転していたところ、B船に気付かず、05時58分ごろA船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。

B船は、レンタルボートで、漕手Bが1人で乗り、釣りの目的で、牛臥海岸西方沖に向け、05時00分ごろ同海岸北部にあるレンタルボート店を出発した。

漕手Bは、船体中央部に船尾を向いて腰を掛け、釣り竿1本を手元に置き、船尾から釣り糸を出して流し釣りをしながら、目的としていた釣り場に向けて航行し、05時50分ごろ、牛臥海岸西方沖に到着し、船首を南西に向けて漂泊した。

漕手Bは、船体中央部に腰を掛け、左舷側を向いて釣りをしていたところ、A船がB船に向かって接近していることに気付いた。

漕手Bは、ふだん、牛臥海岸西方沖で釣りをしている際、接近する漁船が至近でB船を避けることがよくあったので、A船がいずれB船を避けると思い、釣りを続けていたところ、A船がB船を避けないまま接近を続けたので危険を感じたものの、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。

船長Aは、衝撃を感じて主機のクラッチを中立とし、後方を振り返ったところ、左舷船尾方にB船及び海面に浮いている漕手Bを認め、B船と衝突したことに気付き、A船を旋回させてB船に近づき、甲板員と共に漕手BをA船に引き揚げたのち、所属する漁業協同組合に連絡して本事故の発生を伝え、救急車の手配を依頼したのち、B船をえい航して帰航した。

	<p>A船の所属する漁業協同組合の担当者は、06時09分ごろ海上保安庁に118番通報を行い、本事故の発生を伝えた。</p> <p>漕手Bは、静浦漁港に待機していた救急車によって病院に搬送され、肋骨骨折及び外傷性気胸と診断された。</p> <p>A船は、船首部船底に擦過傷を生じ、また、B船は、左舷中央部外板に破口等を生じて船体が破断した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、約60年の漁業経験を、また、約45年の漁船の船長経験を有し、ふだんは日中の引き網漁に従事しており、年に数回程度、要望があれば夜釣りをを行う遊漁船の船長をしていた。</p> <p>漕手Bは、約30年の船釣り経験を有し、漕手Bが所有する船外機付きの小型船舶又はレンタルの手漕ぎボートにより、月に1回程度釣りに出ていた。</p> <p>B船は、他船から発見されやすいように、幅約0.4m及び高さ約0.2mの片面が黄色で反対面が白色の旗を取り付けた長さ約1.5mの旗竿が、B船の船舶所有者によって舳先に設置されていた。</p> <p>B船には、有効な音響による信号を行うことができる手段がなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、牛臥海岸西方沖で緩やかに左転しながら航行中、船長Aが、漁の開始前に前方を見渡し、航行の支障となる船はいないと思い、魚群探知機で魚影を探しながら航行を続けたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、内浦湾で時々プレジャーボートが釣りをしていることを知っていたが、前方を見渡した際に、プレジャーボートが見当たらなかったことから、ほかに航行の支障となる船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、牛臥海岸西方沖で船首を南西方に向けて漂流中、漕手Bが、釣りを行っていた際にA船がB船に向かって接近していることに気付いたものの、A船がいずれB船を避けると思い、釣りを続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>漕手Bは、ふだん、牛臥海岸西方沖で釣りをしている際、接近する漁船が至近でB船を避けることがよくあったことから、A船がいずれB船を避けると思い、釣りを続けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、牛臥海岸西方沖において、A船が緩やかに左転しながら航行中、B船が船首を南西方に向けて漂流中、船長Aが、漁の開始前に前方を見渡し、航行の支障となる船はいないと思い、魚群探知機で</p>

	<p>魚影を探しながら航行を続け、また、漕手Bが、釣りを行っていた際にA船がB船に向かって接近していることに気付いたものの、A船がいずれB船を避けると思い、釣りを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船の船長は、航行を始める前に周囲を見渡して他船がないと思ったときも、自船の航行中に周囲の状況が変わり、当初見落としていた船舶等も認知できることがあるので、航行中に魚群探知機を使用して魚影を探している場合でも、適宜周囲の状況を確認すること。 ・手漕ぎボート等の漕手等は、手漕ぎボート等の船体が小さく、他船に発見されにくいことがあるので、他船が接近する際に他船が避けると思わず、可能な限り衝突を避けるための措置を採ること。 ・手漕ぎボート等の所有者又は漕手等は、呼子笛、ガスボンベ式のホーン等の大きな音が出るものを備え、漕手等は、他船が接近する際には、音を出して他船に注意を促すこと。

付図1 事故発生経過概略図

